

遺贈について

あなたの想いを引き継ぎます



遺贈とは、遺言によって財産の全てまたは一部を、相続人以外の人や団体に寄付することです。フレンズ・ウィズアウト・ア・ボーダーJAPANは、あなたの大切な財産を、医療を受けることが困難なアジアの子供たちのためにお役立ていたします。遺贈には相続税がかかりません。

遺贈のほか、相続財産やご香典からのご寄付で、故人の遺志を引き継ぐこともできます。お気軽にご相談ください。



遺贈の流れ

1. 専門家にご相談し遺言書を作成
弁護士や司法書士、税理士などの専門家に遺贈の意志を伝え、遺言書を作成します。
当団体に遺贈したい旨、遺言書にご記載ください。
2. ご逝去～遺言の執行
遺言執行人が遺言に基づき遺贈を行います。
3. 団体より領収証と感謝状の送付
当団体より領収証および感謝状をお送りします。

相続財産からの寄付

遺産を相続した方が、遺産の全てまたは一部を寄付することで、私たちが故人の遺志を引き継ぎます。ご寄付いただいた財産には相続税がかかりません。相続税の申告期限（相続開始から10ヶ月以内）までに寄付を行う必要がありますのでご注意ください。

また、当団体は「認定NPO法人」として東京都から認定を受けているため、所得税や住民税においても、税法上の優遇措置が受けられます。

ご寄付の領収証と、感謝状をお送りします。故人のお名前にすることも可能ですので、ご連絡ください。



ご香典からの寄付

葬儀や告別式で寄せられた香典・供花代へのお返しの代わりに、その全てまたは一部を寄付することができます。ご希望の方には、会葬者の方々へのお礼状を必要数ご用意いたします。

よくある質問

Q. 寄付した遺産の用途は指定できますか？

A. ご希望の活動を指定していただくことができます。また、当団体が行っている活動全体へ寄付することもできます。活動について詳しく知りたい場合は、団体のパンフレットや年次報告書をお送りしますので、ご連絡ください。

Q. 不動産なども寄付できますか？

A. 現金以外(不動産、株券など)の寄付は団体の「財産」となり、税金等がかかってしまうため、当団体では残念ながらお受けすることができません。あらかじめご了承ください。

遺贈についてご相談／お問い合わせ

特定非営利活動法人 フレンズ・ウィズアウト・ア・ボーダーJAPAN

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町16-8 共同ビル7F

TEL/FAX: 03-6661-7558 E-mail: friends@fwab.jp